

令和6年9月24日
物流・自動車局
貨物流通事業課

「中小トラック事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業」 を実施します！！

令和5年度補正予算に係る「中小トラック事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業」の申請受付を9月24日（予定）から開始いたします。

国土交通省では、新規投資の余力がなく、経営環境が厳しい状況にある中小トラック運送事業者に対し、荷役作業の効率化（荷役時間の短縮・荷役負担の軽減）等に資する機器等の導入等に係る費用の一部を補助する「中小トラック事業者向けテールゲートリフター等導入等支援事業」を実施します。

当該機器等の導入等を促進することにより、労働生産性の向上・多様な人材の確保を図り、働き方改革を推進します。

※補助事業の執行団体：公益社団法人全日本トラック協会

◆申請受付期間（予定）：令和6年9月24日（火）～11月30日（土）

※補助金申請額が予算額を超過した場合、補助金が交付されない場合があります。

◆支援内容

令和5年11月10日～令和6年11月30日の間に以下の対象機器等の導入等を実施したトラック運送事業者等[※]に対し、導入費用等の1/2又は1/6を支援。

※トラック運送事業者と連携し補助対象事業を行う荷主企業、倉庫事業者、トラック運送事業者もしくは荷主企業に対し対象システムを貸し渡すリース事業者、人材育成機関も補助対象とします。

1. 車両の効率化設備の導入等事業

- ①テールゲートリフター
- ②トラック搭載型クレーン
- ③トラック搭載用2段積みデッキ
- ④速度制限装置の機能改修

2. 業務効率化事業

- ⑤予約受付システム
- ⑥ASNシステム
- ⑦受注情報事前確認システム
- ⑧パレット等管理システム
- ⑨配車計画システム
- ⑩求貨求車システム

⑪運行・労務管理システム

⑫契約書電子化システム

⑬車両動態管理システム

(⑬のみ⑤～⑫いずれかのシステムとの同時導入(重複申請)が必要)

3. 経営力強化事業

⑭原価管理システム

⑮M&A・事業承継

4. 人材確保・育成事業

⑯人材採用活動

⑰人材育成活動

⑱大型免許、けん引免許及びフォークリフト運転資格

詳細については、公益社団法人全日本トラック協会のホームページにおいて公表します。
(<https://jta.or.jp/member/shien/tgl2024keiei.html>)

【問い合わせ先】

物流・自動車局貨物流通事業課
庄司、笹山

代表:03-5253-8111 (内線 41322)

直通:03-5253-8575